

こども基本法

R4.6.15 成立 R5.4.1 施行

- ・全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的
- ・総合的な推進のため、これまで別々に作られていた大綱を一本化

少子化社会対策
大綱

子供の貧困対策
に関する大綱

子供・若者育成
支援推進大綱

一本化

こども大綱

R5.12 案決定予定

- ・こども施策に関する基本的な方針、重要事項、こども施策推進に必要な事項を定める。

勘案

都道府県こども計画

- ・都道府県のこども政策に関する計画
- ・こども又は子育て当事者の意見を計画に反映させることが必要
- ・住民にわかりやすく、また総合的かつ一体的に施策が推進されるよう、各種法令の規定により都道府県が作成する計画で、こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成
- ・こども施策における EBPM の推進が必要

やまなし
子ども・子育て
支援プラン

子ども・子育て支援法
次世代育成対策推進法
(子育て政策課)

やまなし
子どもの貧困
対策推進計画

子どもの貧困対策の
推進に関する法律
(子ども福祉課)

やまなし
子供・若者
育成指針

子ども・若者育成支援
推進法
(生涯学習課)

努力義務

山梨県こども計画（仮称）

<計画期間>

- ・令和7年度～令和11年度（5年間）

<策定スケジュール>

- R5年11月 子ども・子育て会議（調査内容を諮る）
- R5年12月 こども計画策定のためのアンケート調査
- R6年 4月～12月 計画（案）について検討・作成
- R7年 1月 パブリックコメント
- R7年 3月 計画策定

こども計画策定のためのアンケート調査(R5.9 補予算)

<調査対象>

- ・県内在住の子育て世帯3,000世帯

<調査時期>

- ・令和5年12月～令和6年1月（子育て政策課）

<主な調査項目>

- ・子育て環境への主観的評価
- ・相対的貧困率
- ・月あたりの食費
- ・子育て施策の認知度、満足度
- ・レスパイト
- ・体験格差等

子ども・若者の意識と行動に関する調査(R5.8 実施済)

<調査対象>

- ・県内在住の18～30歳2,000人と県内中高生1,000人

<調査時期>

- ・令和5年6月～令和5年8月（生涯学習課）

<主な調査項目>

- ・本人及び家庭に関する事項
- ・学校、仕事に関する事項
- ・青少年非行に関する事項
- ・将来像に関する事項
- ・ひきこもりに関する事項
- ・ヤングケアラーに関する事項等